

Business News

第204号

三井住友海上経営サポートセンターでは、会員企業・法人の経営者の皆様から各種経営相談をお受けしています。また Business News を定期的にお届けして皆さまに各種経営情報をご提供いたします。本号では、平成 28 年度税制改正に関する 3 回シリーズの 1 回目として法人税の改正ポイントについて、小嶋税務会計事務所に寄稿いただきました。

平成 28 年度税制改正（1）法人税

平成 28 年度税制改正法案が成立し、原則として平成 28 年4月1日に施行されました。成長志向の法人税改革をさらに推進するとの観点から、今回の改正により法人実効税率の 20% 台への引き下げが実現されました。また、減価償却や繰越欠損金の見直しが行われています。

1. 法人税率の引下げ

平成 28 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度から、法人税率が 23.4% に、平成 30 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度から 23.2% に引き下げられます。

	改正前	改正後		
		平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度以降
一定の中小法人	年 800 万円以下の金額	15.0%	19.0%	19.0%
	年 800 万円超の金額	23.9%	23.4%	23.2%
中小法人以外の普通法人		23.9%	23.4%	23.2%

国・地方の法人実効税率	32.11%	29.97%	29.97%	29.74%
-------------	--------	--------	--------	--------

2. 欠損金繰越控除制度の縮小

大企業(大法人)に対する欠損金の控除額が、段階的な引き下げとなります。

		平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
大法人	控除限度	80%	65%	60%	55%	50%
	繰越期間	9年	9年	9年	9年	10年

3. 減価償却制度の見直し

建物付属設備や構築物の償却方法について、定率法が廃止され、定額法に一本化されます。

今回の税制改正では、税率は引き下げられ実効税率も 20% 台になりますが、課税ベースは拡大しており、広く負担を分かち合う構造が鮮明になっています。

※その他詳細は、財務省HP「税制改正の概要」をご覧ください。

http://www.mof.go.jp/tax_policy/tax_reform/outline/index.html

(小嶋税務会計事務所)